

第3章 取組の展開方向

1 地域農業を支える多様な担い手の育成及び確保 [基本計画大柱：1]

北足立地域の農林水産業を支える担い手を育成・確保するため、法人化志向農業者の発掘を進めるとともに、経営相談や経営分析等により法人化を円滑に進めます。また、新規就業希望者に対する研修や農業法人とのマッチング支援等により、新規就業を促進します。

(1) 関係市町・団体

14市町・13市町農業委員会・5農業協同組合

(2) 取組内容

ア 農業者の経営発展

- ・ 市町、農業委員会、JAと連携し、認定農業者や人・農地プランにおける中心経営体などの担い手に対し、農地集積や経営分析等を通じて経営力の向上を図るとともに、意欲的な農業者に法人化へ向けた支援を行います。

イ 新規就業の促進

- ・ 新たに農業を志す者や農業法人等への就職就農希望者等に対し、就農相談を活用し、対象者に適した対応手順や研修システム等を案内し、就農を支援します。
- ・ 非農家出身の参入者や定年退職・Uターンに伴う就農者等、多様な就農希望者に対し、県農業大学校や県農林公社、地元の農家等との連携による技術指導、農業次世代人材投資事業や制度資金等の情報提供等により就農を支援します。

ウ 多様な担い手の育成

- ・ 女性が主体となる活動への支援や農業経営や地域農業における女性の参画促進などを通じ、農業に従事する女性が活躍できる環境を整備します。
- ・ 高齢農業者がその経験や知識、技術を生かし地域で活躍できるよう支援します。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)

1 農業法人数	209法人 (令和元年度)	→	278法人 (令和7年度)
2 新規就農者数	62人/年間 (令和元年度)	→	64人/年間 (令和7年度)

2 優良農地の確保及び有効活用、並びに生産基盤の整備 [基本計画大柱：2・3]

優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業等を活用することにより、地域の担い手へ農地を集積・集約化し、農地の有効活用を図ります。

また、ほ場整備の推進や農業水利施設の保全管理等により、農業の生産性向上を促進します。

(1) 関係市町・団体

14市町・13市町農業委員会・県農地中間管理機構（県農林公社）
5農業協同組合・8土地改良区

(2) 取組内容

ア 優良農地の確保

- ・ 集団的に存在する等の条件を満たす優良農地について、農振・農地制度の適切な運用により、良好な状態で維持・保全を図ります。
- ・ 各市町及び農業委員会と連携して人・農地プランの作成・見直しを進めるとともに、農地中間管理事業等を活用して農地の集積・集約化を進めます。

イ 遊休農地の解消と活用

- ・ 農業委員会が行う農地に関する調査や農地パトロール活動を通じて地域内の農地の利用調整を図り、遊休化の発生防止に努めます。
- ・ 農地中間管理事業等を活用し、遊休農地の解消と地域の担い手への集積・集約化を図ります。

ウ 農業基盤整備の推進

- ・ 地域の目指す営農形態に応じて、効率的な整備手法を検討し、生産基盤の整備を推進します。
- ・ 農業水利施設の計画的な補修・更新等を行うことにより、老朽化が進んだ農業水利施設の適切な保全管理を図ります。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)	
1 担い手への農地集積率	24.3% → 34.1% (令和元年度) (令和7年度)
2 遊休農地解消・活用面積	257ha (令和3～7年度)
3 基盤整備面積（ほ場整備）	1,403ha → 1,475ha (令和元年度) (令和7年度)

3 多彩な農業生産の推進 [基本計画大柱：4・5]

生産者と消費者とが共存する立地条件を最大限生かしながら各品目の生産体制の整備を図り、産地の生産力を強化します。

また、関係機関と連携し、実需者や消費者からの幅広いニーズにきめ細かく対応することができる産地づくりを推進するとともに、先端的な情報通信技術等を活用したスマート農業を促進します。

(1) 関係市町・団体

14市町・13市町農業委員会・5農業協同組合

(2) 取組内容

ア 各品目における生産支援

- ・ 主穀では、低コスト・省力化技術の導入や実需者ニーズに応じた品種導入により生産性・収益性の向上を図ります。
- ・ 野菜では、スマート農業技術を活用した省力化のための機械や施設の整備による生産拡大を目指すとともに、実需者ニーズの高い品目や特徴ある品種導入、産地への普及によりブランド化を図ります。
- ・ 果樹では、優良品種への転換や新規品目、省力化技術の導入等により生産性の向上を図るとともに、観光果樹園化についても支援します。
- ・ 花植木では、生産・物流コストの低減を図るとともに、実需者から求められる商品の開発や販路の開拓を支援し、商品力のある花植木産地の確立を図ります。
- ・ 畜産では、ICT等を活用したスマート畜産による省力化や優良家畜の確保、ブランド化による高付加価値畜産物の生産、耕畜連携による飼料用米や飼料用稲の生産・利用の拡大により畜産の生産性向上や経営安定化を図ります。

イ イノベーションの促進

- ・ 農作業の「省力化」・「効率化」による規模拡大、これまで培われてきた技術・知識の「見える化」を通じて、先端的な情報通信技術等を活用したスマート農業を促進します。
- ・ 食味が良くて高温に強い、県育成水稻品種「彩のきずな」の作付面積を拡大し、水稻の品質向上を図ります。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)	
1 需要に応じた野菜の作付拡大面積	138.7ha (令和3～7年度)
2 契約野菜対応型野菜産地育成数	4地区 (令和3～7年度)
3 スマート農業技術の導入件数	14件 (令和3～7年度)
(地域指標名)	
1 水稻「彩のきずな」作付面積	20ha → 100ha (令和2年度) (令和7年度)

4 販路開拓・需要喚起による北足立農業の産地活性化 [基本計画大柱：4]

新鮮で安全・安心な農産物の供給、農産物直売所の機能強化、量販店における地場産コーナーの設置・拡大などにより、地場産農産物を「知って、買って、食べる」機会を広げる地産地消を促進します。

また、多様な産業との連携により県産農産物を活用する農業の6次産業化や農商工連携を促進し、農業収益の向上を図るとともに、併せて北足立産農産物の需要拡大を図ります。

(1) 関係市町・団体

14市町・13市町農業委員会・5農業協同組合

(2) 取組内容

ア 直売所の機能強化のための支援

- ・ 農産物直売所へ出荷する生産者組織の育成や活動を強化するとともに、地域内直売所との連携を進め、地域農産物の品揃えの充実を図ります。
- ・ 量販店等における県産農産物コーナーの設置を促進するとともに、そこを拠点に各種メディアを活用した農産物のPRを行い、地産地消の普及・拡大を推進します。

イ 農業の6次産業化と農商工連携の推進

- ・ 6次産業化を志向する農業者に対して、取組のステージに応じた支援を行います。また、新商品開発においては、農業者と食品加工業者との連携を進めます。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)	
1 県産農産物コーナー新規設置店舗数	57店舗 (令和3～7年度)
2 新たに農業の6次産業化により開発された商品数	40品目 (令和3～7年度)
(地域指標名)	
1 地域内の農産物直売所売上額	41億円 → 42億円 (令和2年度) (令和7年度)

5 地域住民の信頼確保及び農業を核とした活力ある地域づくり [基本計画大柱：4・6・7]

農産物が生産され、加工・流通を経て、食品として消費されるまでの安全・安心などの信頼性を確保するため、農業の生産工程管理（GAP）などの取組の普及・拡大を図ります。

また、都市と隣接しつつも農業・農村が持つ多面的な機能の維持と発揮に向け、地域住民が協働し地域コミュニティを維持するための取組を支援します。

(1) 関係市町・団体

14市町・13市町農業委員会・5農業協同組合・8土地改良区

(2) 取組内容

ア 食の安全・安心の確保

- ・ 消費者に届く北足立地域産農産物の安全・安心を確保するため、生産から出荷までの各段階において法令やガイドライン等に則した点検・確認の取組を促進します。

イ 農業・農村の多面的機能の発揮

- ・ 地域の共同活動による農道や農業用排水路等の維持管理・保全を通じて農業・農村の多面的機能の発揮を図ります。
- ・ 市町等関係機関や地域住民と連携し、農業用水路の周辺を整備するとともに、清掃活動や地域振興イベント等により、農村のコミュニティの維持を図ります。
- ・ 農業生産のために維持されてきた身近な水辺の魅力が実感できるよう水辺空間を整備するとともに、用水路沿線の直売所等と連携し都市近郊農業についての理解を深め、持続可能な農業を推進します。

ウ 市民農園等での活動促進

- ・ 市町等関係機関との情報共有を図り、多様な開設主体による市民農園の設置や運営に関する相談に対応します。

エ 災害等リスクへの対応

- ・ 災害や感染症の発生等の緊急事態であっても継続的に生鮮食品等を生産・供給できるよう、農業法人等による危機対応の準備を促進します。
- ・ 畜産農家への巡回指導等により飼養衛生管理基準の遵守を指導し、家畜伝染病の発生・まん延防止を図ります。
- ・ 市町等と連携し、鳥獣による被害状況や対策、個体数調査等の情報共有を行います。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)

1 県がS-GAP実践農場として評価を行った経営体数

24 経営体 → 281 経営体
(令和元年度) (令和7年度)

2 多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合(カバー率)

24.1% → 38.0%
(令和2年度) (令和7年度)

(地域指標名)

1 水辺周辺活用に取り組む市町

4 市町
(令和3~7年度)